

多治見市地域公共交通会議規約

(趣旨)

第1条 この規約は、多治見市地域公共交通会議設置要綱(平成19年告示第7号。以下「設置要綱」という。)第11条の規定に基づき、地域公共交通確保維持改善事業費補助金交付要綱に規定する補助事業(以下「補助事業」という。)の交付決定をうけ多治見市地域公共交通会議(以下「交通会議」という。)が実施する場合、設置要綱に定める事項のほか必要な事項を定めるものとする。

(事務所)

第2条 交通会議の事務所は、多治見市日ノ出町2丁目15番地 多治見市役所内に置く。

(実施事項等)

第3条 交通会議は、次に掲げる業務を行う。

- (1) 設置要綱第2条に規定する事項
- (2) 補助事業の実施に関する事項
- (3) 前号に掲げるもののほか、交通会議が必要と認める事項

(組織)

第4条 交通会議は、必要に応じて監事2名を置くことができる。

(監事)

第5条 監事は、交通会議の出納監査を行う。

- 2 監事は、委員のうちから会長が指名する。
- 3 監事は、監査の結果を会長に報告しなければならない。

(分科会)

第6条 交通会議は、第3条各号に掲げる事項について専門的な調査、検討を行うため、必要に応じて分科会を設置することができる。

- 2 分科会の組織、運営その他必要な事項は、会長が別に定める。

(事務局)

第7条 交通会議の業務を処理するため、多治見市都市計画部都市政策課に事務局を置く。

- 2 事務局に事務局長及び事務局員を置き、事務局長には多治見市都市計画部都市政策課長、事務局員には都市政策課職員をもって充てる。
- 3 事務局に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(経費)

第8条 交通会議の経費は、負担金、補助金等をもって充てる。

(財務に関する事項)

第9条 交通会議の予算編成、現金の出納その他財務に関し必要な事項は、会長が別に定める。

(その他)

第10条 この規約に定めるもののほか、交通会議の事務の運営上必要な細則は、会長が別に定める。

附 則

この規約は、平成25年5月28日から施行する